南風原町 住宅リフォーム制度のお知らせ

平成26年度も地元経済の活性化のため、南風原町民が町内の施工業者を利用して個人住宅のリフォームを行う場合に、住宅リフォームの費用の一部を補助します。

○申請できる人

- ①南風原町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の居住者
- ③町税等の滞納のない方

○対象となる住宅

南風原町内にある住宅で以下のもの

- (1)自己所有住宅(建築後、1年以上経過)
- ②借家住宅(ただし、所有者の許可が必要)
- ③共同住宅(ただし、<u>所有者の許可が必要</u>)



○対象となる工事

- ①対象工事が20万円以上
- ②住宅に係る修繕・耐震補強工事・改築・設備改善工事・増築工事(建築確認を要しない場合)
- ③平成27年3月31日までに工事が完了し、工事代金の支払ができること。

○工事を行う業者について

南風原町に本社のある施工業者(町内個人事業者も含む)

○補助額

★対象工事費の<u>20%</u>

★最高限度額 20万円

例①. 対象工事費 40万円 40万円×0.2(20%)=8万円 助成額 8万円

例②. 対象工事費 120万円 120万円×0.2(20%)=24万円 助成額(最高限度額があるので)20万円

※交付決定後に工事着手するものが対象となります。

すでに着手済、完成済の工事については対象外になりますのでご了承ください。

◎補助対象工事例◎

- ・屋根の葺替え、防水修繕、塗装工事
- ・外壁の張り替え、塗装工事
- ・内装の張替、塗装工事
- ・サッシの取替え工事
- ・バリアフリー設備改修等
- ・台所設備等の改修、取替工事等
- ・バス、トイレ等改修、取替工事等

×対象とならない工事例×

- ・門、塀、柵などの外構工事
- ・庭園整備、アスファルト舗装工事
- ・下水道接続工事
- ・家電・家具、備品等の購入費
- ・シロアリ除去工事
- ・看板等設置工事等

※平成24-25年度にリフォーム補助制度を受けた方は、今回の補助対象外となります。

○応募について

平成26年5月1日(木)から5月30日(金)までの受付期間になります。

(土日祝祭日を除く8:30~12:00、13:00~17:15) (先着順ではございません) ただし応募数が予算の範囲を超えた場合には6月に抽選を行い、補助対象者を決定しま す。

また6月以降については、予算の範囲内であれば二次抽遇を行う予定です。

平成26年5月1日より応募開始します!!

※詳しくはホームページ、まちづくり振興課までお問い合わせください。